

則

罰

## 主な罰則の概要

	ほ脱・不正還付		単純無申告		検査忌避等	
	懲役刑	罰金刑	懲役刑	罰金刑	懲役刑	罰金刑
所得税 法人税 相続税 消費税	5年以下 <small>(昭和56年改正前 3年以下)</small>	脱税相当額 以下	1年以下	20万円以下	1年以下	20万円以下
個別間接税	5年以下	脱税相当額 の3倍以下	なし	10万円以下 又は科料	なし	10万円以下 又は科料

- (注) 1. ほ脱・不正還付犯の場合、懲役刑と罰金刑の併科が可能。
2. ほ脱・不正還付犯の所得税等の罰金刑の上限は、脱税相当額が500万円以下の場合は500万円となり、個別間接税の罰金刑の上限は、脱税相当額の3倍が50万円以下の場合は50万円となる。
3. 個別間接税については、主要な法定刑を記載しており、詳細については39ページ以下の「国税における類型別の罰則一覧表(主なもの)」を参照。
4. 法人の代表者等が違反行為をしたときは、行為者のほか、法人等に対しても同額の罰金刑が課される(両罰規定)。

○ ほ脱犯に係る罰則の沿革

区分	所得税		法人税		酒税	
	懲役	罰金	懲役	罰金	懲役	罰金
明治中期		税額の3倍 (定額)		税額の3倍 (定額)		税額の5倍 (定額)
昭和18年4月						
19年5月						
22年3月	懲役1年以下	税額の3倍以下	懲役1年以下	税額の3倍以下	懲役5年以下	税額の最低5倍 情状により5倍 から10倍
22年11月	懲役3年以下	税額の5倍以下	懲役3年以下	税額の5倍以下		
23年7月						
24年5月						
25年4月		脱税相当額以下 〔脱税額が 500万円以下 の場合は500万円〕 以下		脱税相当額以下 〔脱税額が 500万円以下 の場合は500万円〕 以下		脱税相当額の 10倍以下 〔脱税額の10 倍が50万円 以下の場合は50万円〕 以下
37年4月						
56年5月 (現行)	懲役5年以下		懲役5年以下			脱税相当額の 3倍以下 〔脱税額の3 倍が50万円 以下の場合は50万円〕 以下

## 国税における類型別の罰則一覧表（主なもの）

### ○ 脱税犯に関する罰則

税 目 等	懲 役 刑	罰 金 刑
ほ脱・不正還付犯		
所得税（238条）、法人税（159条）、相続税（68条）、地価税（39条）、消費税（64条）	5年以下	脱税相当額以下（500万円超の場合）※1
酒税（55条）、たばこ税（28条）、たばこ特別税（21条）、揮発油税（27条）、地方道路税（15条）、石油ガス税（28条）、石油石炭税（24条、措置法90条の7）、輸徴法（23条）	5年以下	脱税相当額の3倍以下（脱税額の3倍が50万円超の場合）※2
航空機燃料税（20条）、電源開発促進税（13条）	3年以下	脱税相当額以下（100万円超の場合）※1
源泉所得税（所得税法239条①）	3年以下	脱税相当額以下（50万円超の場合）※1
退職所得の源泉所得税（所得税法239条②）	1年以下	脱税相当額以下（50万円超の場合）※1
印紙税（22条）	1年以下	脱税相当額の3倍以下（脱税額の3倍が20万円超の場合）※2
無免許製造犯（酒税法54条）	5年以下	脱税相当額の3倍以下（脱税額の3倍が50万円超の場合）※2
源泉所得税不納付犯（所得税法240条）	3年以下	脱税相当額以下（100万円超の場合）※1
滞納処分免脱罪（徴収法187条）	3年以下	50万円以下

※1 脱税額が、500万円、100万円、50万円以下である場合には、それぞれ500万円、100万円、50万円が罰金刑の上限となる。

※2 脱税額の3倍が、50万円、20万円以下である場合には、それぞれ50万円、20万円が罰金刑の上限となる。

## ○ 単純無申告犯に関する罰則

税目等	懲役刑	罰金刑
所得税（241条）、法人税（160条）、相続税（69条）、地価税（40条）、消費税（66条）、酒税（56条）	1年以下	20万円以下
たばこ税（29条）	なし	20万円以下
揮発油税（28条）、石油ガス税（29条）、航空機燃料税（21条）、石油石炭税（25条）、電源開発促進税（14条）	なし	10万円以下の罰金・科料
印紙税（24条）	なし	5万円以下の罰金・科料

## ○ 記帳義務怠偽犯に関する罰則

税目等	懲役刑	罰金刑
虚偽帳簿書類提示犯		
所得税（242条）、法人税（162条）、相続税（70条）、地価税（41条）、特定口座等（措置法42条の3①）、国外送金（7条）	1年以下	20万円以下
租税条約実施特例法（13条①）	6月以下	20万円以下
消費税（68条）、国税徴収法（188条）、国外関連取引（措置法66条の4⑫、68条の88⑪）	なし	10万円以下
記帳義務違反		
酒税（59条）、たばこ税（30条）、航空機燃料税（21条）、電源開発促進税（14条）	なし	10万円以下の罰金・科料
揮発油税（29条）、石油ガス税（30条）、石油石炭税（26条）、輸徴法（24条）	なし	5万円以下の罰金・科料
通則法（126条）、印紙税（25条）	なし	3万円以下の罰金・科料

## ○ 検査忌避に関する罰則

税目等	懲役刑	罰金刑
所得税(242条)、法人税(162条)、相続税(70条)、地価税(41条)、特定口座等(措置法42条の3①)、国外送金(7条)	1年以下	20万円以下
租税条約実施特例法(13条①)	6月以下	20万円以下
消費税(68条)、酒税(59条)、たばこ税(30条)、たばこ特別税(22条)、航空機燃料税(21条)、電源開発促進税(14条)、国税徴収法(188条)、国外関連取引(措置法66条の4②、68条の88⑪)	なし	10万円以下の罰金・科料
揮発油税(29条)、地方道路税(15条の2)、石油ガス税(30条)、石油石炭税(26条)、輸徴法(24条)	なし	5万円以下の罰金・科料
印紙税(25条)、通則法(126条)、国税犯則取締法(19条の2)	なし	3万円以下の罰金・科料

## ○ 秘密漏洩に関する罰則

税目等	懲役刑	罰金刑
所得税(243条)、法人税(163条)、相続税(72条)、地価税(42条)、消費税(69条)、特定口座等(措置法42条の3③)、国外送金(8条)、租税条約実施特例法(13条②)	2年以下	30万円以下

## 大口・悪質な脱税事例と告発件数の推移

### ○ 脱税事例

(単位: 億円)

税目・業種・第一審判決日	脱税所得	脱税額	懲役	悪質性	概要
法人税 (自動車関連製造) 18. 5. 23 (控訴審係属中)	28	10	3年(実刑)	<input type="radio"/> 複数の関係会社を脱税スキームに利用 <input type="radio"/> 28億円に及ぶ脱税所得	自動車関連の製造業を営む法人の元役員Aが、複数の関係会社に対し架空経費を計上し、よって得た資金で不動産を購入する等の方法により所得を秘匿し、3期にわたり28億円余りの所得について脱税した。
消費税 (鋼材輸出) 18. 9. 14 (確定)	—	2	3年(実刑)	<input type="radio"/> インボイスを偽造して架空輸出免税売上を計上 <input type="radio"/> 査察調査後に海外逃亡	鋼材输出業を営んでいた法人の代表者Bが、架空の国内仕入を計上するとともに、インボイスを偽造し、架空の輸出免税売上を計上する方法により、4期にわたり不正に2億円余りの消費税の還付金を詐取した。
法人税 (ビル清掃等) 19. 3. 19 (控訴審係属中)	31	9	3年6月(実刑)	<input type="radio"/> 査察調査中に、新たに脱税 <input type="radio"/> 30億円余りに及ぶ脱税所得	ビル清掃等を営む法人の代表者Cは、架空給与手当を計上し、よって得た資金を借名預金で留保する等の方法により所得を秘匿し、5期にわたり30億円余りの所得について脱税した。さらに、査察調査中も新たな脱税を行うなど常習的で反省の情がない。
相続税 (会社役員) 19. 3. 22 (控訴審係属中)	45	24	4年(実刑)	<input type="radio"/> 相続財産である預金等を匿名性の高いスイスの金融機関に秘匿	会社役員であるDは、実父の死亡直前から、相続財産である預金及び有価証券をシンガポール等を経由してスイスの金融機関に送金し、45億円余りの相続財産を秘匿していた。
法人税 (貸金) 19. 4. 23 (控訴審係属中)	73	22	4年(実刑)	<input type="radio"/> 大半の店舗につき、従業員名義等で貸金業を登録し、実態を仮装 <input type="radio"/> 70億円余りの脱税所得	貸金業を営む法人の代表者Eは、サラ金店舗を全国展開し、巨額の利益を得ていたが、大半の店舗を従業員名義等で貸金業の登録をし、実態を仮装する等の方法により所得を秘匿し、4期にわたり得た利益のほとんどを申告せず、70億円余りの所得について脱税した。

### ○ 告発件数の推移

年度 項目	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
告発件数	163	177	166	160	148	146	151	145	147	152	150	166
うち脱税額が3億円以上	28	29	27	32	24	22	26	26	21	17	16	17
うち脱税額が5億円以上	11	17	10	15	7	5	8	13	15	6	5	8

(注)脱税額には、加算税額を含む。

## 懲役刑が10年に引き上げられた経済犯罪の例

### ○ 金融商品取引法

- |                |                        |
|----------------|------------------------|
| ・ 不公正取引、風説の流布等 | 3年 ⇒ 5年(H9) ⇒ 10年(H18) |
| ・ 虚偽の情報開示      | 3年 ⇒ 5年(H9) ⇒ 10年(H18) |

### ○ 知的財産権の侵害罪に対する罰則

- |       |               |
|-------|---------------|
| ・ 特許法 | 5年 ⇒ 10年(H18) |
| ・ 意匠法 | 3年 ⇒ 10年(H18) |
| ・ 商標法 | 5年 ⇒ 10年(H18) |

### ○ ヤミ金融に対する罰則の強化

- |                  |                         |
|------------------|-------------------------|
| ・ 貸金業法(無登録営業等)   | 3年 ⇒ 5年(H15) ⇒ 10年(H18) |
| ・ 出資法(著しい高金利の貸付) | 3年 ⇒ 5年(H15) ⇒ 10年(H18) |

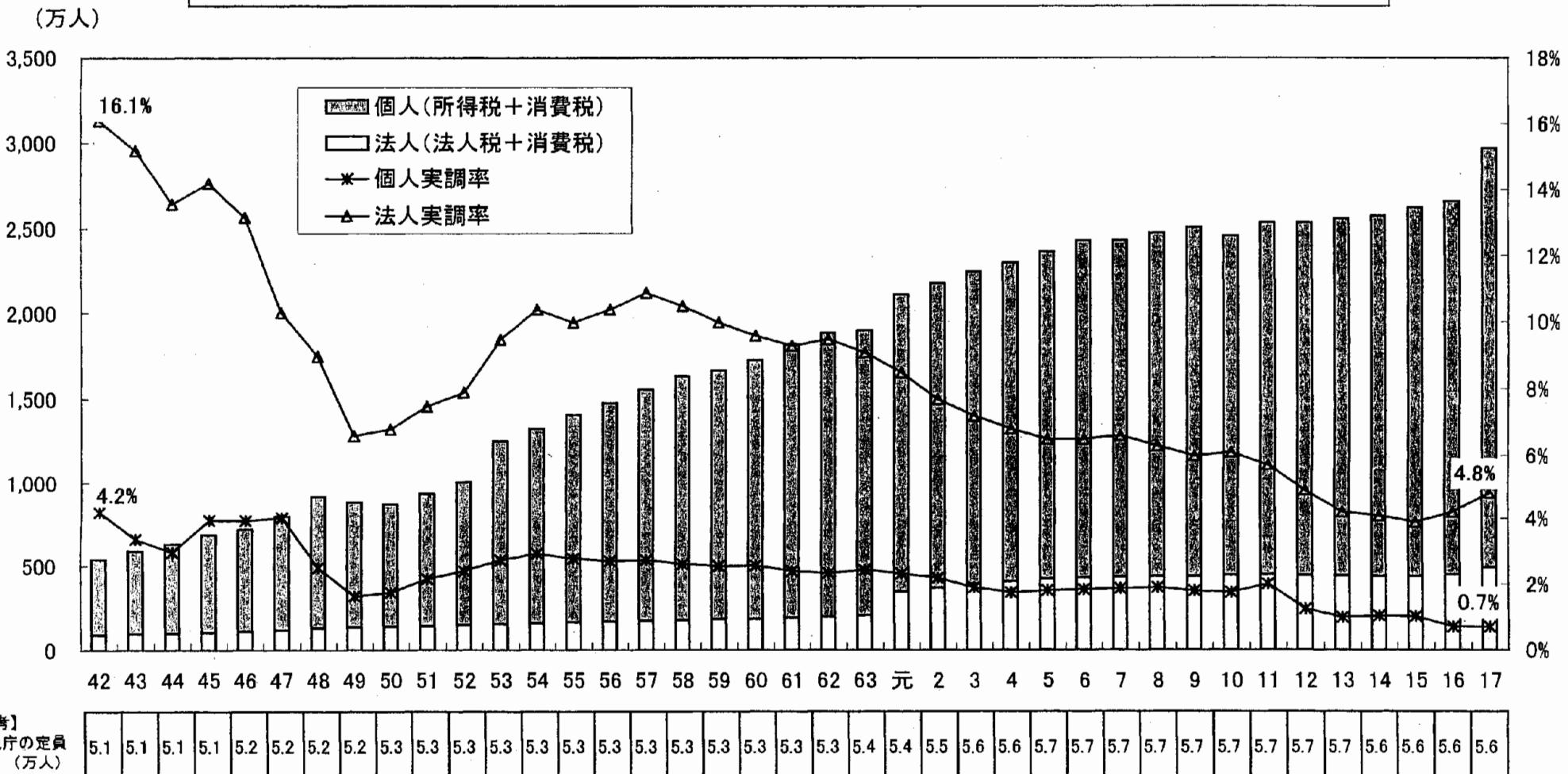
### 【参考】刑法

- |       |     |
|-------|-----|
| ・ 詐欺罪 | 10年 |
|-------|-----|

(注) カッコ内は、改正年である。

## 申告件数と実調率の推移

調査の困難性が増すとともに申告者数も増加する一方で、定員増加は困難な状況  
 ⇒ 脱税に対する刑罰について、一般予防効果が十分に得られる水準とする必要



(注1)法人税は各事務年度(7月1日～6月30日)中に申告期限が到来したものに係る件数、所得税は各年分の件数、消費税は各年度(4月～3月)中に課税期間が終了したものに係る計数を計上。

(注2)「法人実調率」は、実地調査の件数を対象法人数で除したもの。

「個人実調率」は、実地調査(着眼調査を除く)の件数を税額のある申告を行なった納税者数で除したもの。

平成 18 年度における査察の概要  
(国税庁報道発表資料抜粋)

平成 19 年 6 月  
国 税 庁

(参考 4) 脱税の手段・方法等

- (1) 脱税の手口としては、人材派遣業を中心に人件費を外注費に科目仮装することによる消費税の脱税や所得を全く申告しない無申告が大幅に増加した。



参 考

○ 最近 3 年間の無申告事案の告発件数

年 度	16	17	18	合 計
件 数	11	13	20	44
(参考) 全告発件数	152	150	166	468

○ 最近の告発事例

インターネットオークションで中古自動車販売を行っている D は、複数に知人名義で中古自動車を出品して多額の利益を得ていたにもかかわらず、一切申告せず、よって得た資金を自己名義及び家族名義の預金等で留保していた。

## 個人所得課税に関する論点整理（抄）

平成17年6月  
税制調査会  
基礎問題小委員会

### 6. 納税環境の整備

#### （6）罰則

現行の申告納税制度の下では、納税者一人一人が、納税者全員がルールを遵守しているという安心感を持つことが重要である。税制への信頼を高め、またタックス・コンプライアンスの更なる向上を図る観点からは、上述のような各種取組みとあわせ、ルールを遵守しない納税者に対して厳格に臨むこともまた必要である。脱税への動機付けを減少させ、適正な納税を促す観点から、罰則の強化についても検討すべきである。

## 加 算 税 の 割 合 の 沿 革

	過少申告加算税	無申告加算税	不納付加算税	重 加 算 税
国税通則法制定時 (昭和 37 年 4 月～)	5 %	10 %	10 %	過少申告分 30 % 無申告分 35 % 不納付分 30 %
↓ 昭和 59 年 4 月～ (二段階制導入)	5 % 及び 10 %	同 上	同 上	同 上
↓ 昭和 62 年 10 月 (不納付加算税を除き 各割合を5%引上げ)	10 % 及び 15 %	15 %	同 上	過少申告分 35 % 無申告分 40 % 不納付分 35 %
↓ 平成 19 年 1 月～ (二段階制導入)	同 上	15 % 及び 20 %	同 上	同 上

## 加算税制度の概要

過少申告加算税	<ul style="list-style-type: none"><li>修正申告又は更正による納付すべき税額に対して、10%の過少申告加算税が課される。</li><li>ただし、納付すべき税額が50万円又は期限内申告税額のいずれか多い金額を超える場合には、その超える部分に対して、15%の過少申告加算税が課される。</li><li>修正申告を自主的に行った場合には、過少申告加算税は課されない。</li></ul>
無申告加算税	<ul style="list-style-type: none"><li>期限後申告又は決定による納付すべき税額に対して、20%（50万円以下の部分は、15%）の無申告加算税が課される。</li><li>ただし、正当な理由がある場合（災害、交通の途絶等）は、課されない。</li><li>期限後申告を自主的に行った場合には、納付すべき税額に5%の無申告加算税が課される。（注）</li></ul>
不納付加算税	<ul style="list-style-type: none"><li>法定納期限後に納付された源泉所得税額に対して、10%の不納付加算税が課される。</li><li>ただし、正当な理由がある場合（災害、交通の途絶等）は、課されない。</li><li>源泉所得税を法定納期限後に自主的に納付した場合には、5%の不納付加算税が課される。（注）</li></ul>
重加算税	仮装・隠ぺいがあった場合には、過少申告加算税に代えて35%、無申告加算税に代えて40%、不納付加算税に代えて35%の重加算税が課される。

（注）期限内に申告する意思があったと認められる一定の場合には、無申告加算税は課されない。また、不納付加算税についても同様の措置が講じられている（平成18年度税制改正）。

## 無申告加算税の割合の見直し

(平成 18 年度改正)

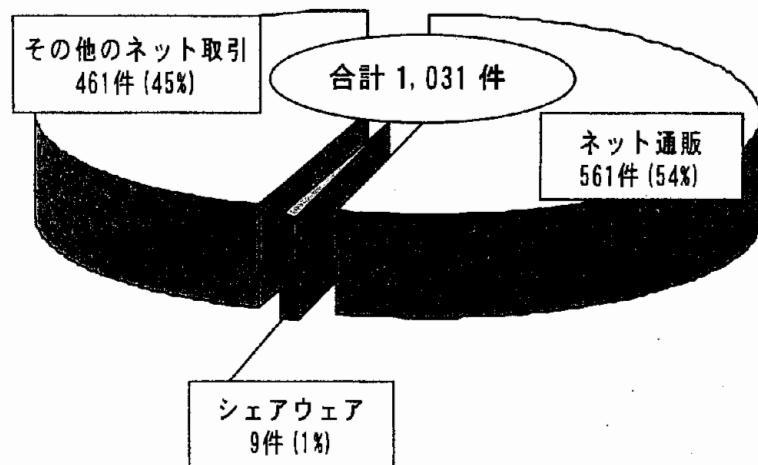
### [改正前]

期限後申告又は決定による納付すべき税額に対して、15%の無申告加算税が課される。

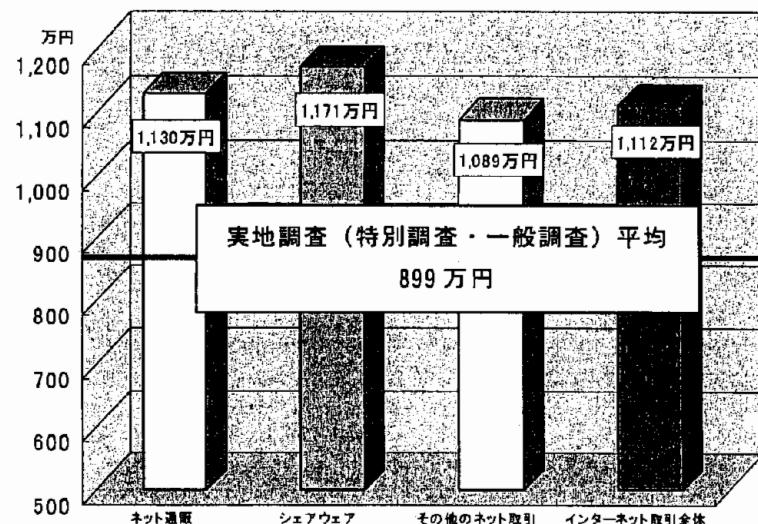
### [改正後]

無申告加算税の割合を20%とする（納付すべき税額が50万円以下の部分については、15%）。

#### ○ インターネット取引区分別の調査件数の状況



#### ○ 1件当たりの申告漏れ所得金額の状況



（出所）国税庁「平成 16 事務年度における所得税及び消費税調査等の状況（概要）」

（参考1） 上記取引区分別の調査件数の合計 1,031 件のうち、2割弱程度が無申告

（参考2） 無申告の事例～平成 16 年度等における課税事績（国税庁記者発表関係資料）より

- 個人事業者：インターネットによる健康食品の販売代金を一切申告せず
- 法人：インターネットによる通信販売によって得た多額の利益を一切申告せず

# 平成 18 年度の税制改正に関する答申（抄）

〔平成 17 年 11 月  
税 制 調 査 会〕

## 二 主要な課題

### 9. 納税環境整備

税制に対する国民の信頼を確保するためには、制度のみならず、所得捕捉等執行の面においても適正・公平な課税の実現に努めるとともに、まじめな納税者の視点に立って制度を改善していく必要がある。

〈中 略〉

加算税制度については、近年のインターネット取引の急増等を背景に無申告事例が多発している状況等にかんがみ、申告秩序維持の観点からその割合を見直す必要がある。

〈以下略〉

# 租 稅 教 育 • 広 報

## 租税教育、広報・広聴活動について

### 1 基本的な考え方

- 税は、社会や国を支えるために欠かすことができない公的サービスの費用を、社会の構成員全体で負うもの。
- 国民一人一人に、社会の構成員として税を納め、その用途に关心を持ち、さらには納税者として社会や国の在り方を主体的に考えていただくことが重要。
- 税の意義・役割、税の仕組み、税の用途、納税意識の重要性や税務行政等について幅広い理解を得るため、租税教育や広報・広聴活動を積極的に実施。

### 2 主な具体的取組

#### (1) 租税教育の推進

- 次代を担う児童・生徒に、健全な納税者意識を涵養してもらうことが大切。
- 教育関係者及び国税・地方税当局等を構成員とした租税教育推進協議会を全国各地に設置(平成19年3月末現在 793会)し、学校教育に対して、次の支援・環境整備を実施。
  - ① 租税教室の開催(平成18年度 28,683人の講師派遣)
  - ② 中学生、高校生の税の作文募集  
(平成18年度 中学生463,237編(全生徒数の12.9%)、高校生141,703編(全生徒数の4.1%))
  - ③ 租税教育用副教材の作成、配布
- 教師等による租税教育を促進するため、国税庁ホームページに租税教育用の教材を掲載するとともに、社会科担当教師等を中心とした租税教育に関する研修会や意見交換会を開催。
- 財務省・国税庁ホームページに子ども向け租税教育ページを設け、児童・生徒が税に興味を持つきっかけとなる情報を見た。

### (今後の課題)

- 改正教育基本法では、教育の目標として、新たに「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」等を規定。租税教育は「公共の精神」の柱の一つであり、その充実が図られるよう、学習指導要領の見直しの際に配慮することを文部科学省に働きかけ(現在は、中央教育審議会において審議中)。
- 租税教育の充実を図るためにには、教育現場の認識・対応が鍵。引き続き、学校教育における租税教育を充実するための環境整備や支援に努める。

### (2) 広報活動の実施

- 財務省・国税庁ホームページ、メールマガジン、マスメディア、説明会、パンフレット等の各種広報媒体を通じて、税の意義・役割、税の仕組み、税の使途、税制の現状と課題等について情報を提供。広報媒体の中核であるホームページへの誘引に努める。
- 国民に能動的に税の仕組みや目的等を考えいただき、税に対する理解を一層深めていただくとともに、税務行政に対する理解と納税道義の高揚を図るため、毎年11月に「税を考える週間」を設け、集中的に広報・広聴活動を実施。

### (3) 広聴活動の実施

- 国税庁ホームページや税務署等に寄せられた意見・要望等について、関係部署において納税者サービスの向上や事務運営の改善につなげる。寄せられた意見・要望等の検討状況のほか、寄せられた意見・要望等のうち国税庁が事務の改善に取り組んだものについて、その内容を国税庁ホームページに掲載。
- 主に国税庁が実施している具体的な広報広聴施策(租税教育を含む。)に関して意見・要望を聴取し、翌事務年度の広報広聴施策展開の改善を図ることを目的として、国税モニターを委嘱(平成19年度 1,354名)。

## 事前照会に対する文書回答手続

### 1 概 要

事前照会に対する文書回答は、納税者サービスの一環として、実際の取引、事実等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会に対する回答を文書により行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性を与えることを目的として実施している。

### 2 対象範囲等

事前照会者が、自ら実際に行う（又は行った）取引等についての国税に関する法令の解釈・適用その他の税務上の取扱いに関する事前照会であって、これまでに法令解釈通達などにより、その取扱いが明らかにされていないもの

① 取引等に係る国税の申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の事前照会であること

② 次のことに同意していただけすること

- ・ 審査に必要な資料の提出
- ・ 事前照会者名、照会内容及び回答内容の公表等

なお、取引等の事実関係等に、仮定や選択の余地のある部分があるものなど、一定のものについては対象とならない。